宍粟市営住宅条例施行規則及び宍粟市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月19日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第26号

宍粟市営住宅条例施行規則及び宍粟市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則

（宍粟市営住宅条例施行規則の一部改正）

第１条　宍粟市営住宅条例施行規則（平成17年宍粟市規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（連帯保証人の免除） 第７条　条例第11条第１項第２号に規定する連帯保証人と連署できない特別の事情のある者は、次の各号のいずれかに該当する者で、特に市長が必要と認めたものとする。 ［（１）～（７）　略］ （８）　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの ［ア　略］ イ　配偶者暴力防止等法第10条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの ［（９）～(11)　略］ ［２　略］	（連帯保証人の免除） 第７条　条例第11条第１項第２号に規定する連帯保証人と連署できない特別の事情のある者は、次の各号のいずれかに該当する者で、特に市長が必要と認めたものとする。 ［（１）～（７）　略］ （８）　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの ［ア　略］ イ　配偶者暴力防止等法第10条第１項及び第10条の２（同法第28条の２においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの ［（９）～(11)　略］ ［２　略］

改　　正　　前	改　　正　　後
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

（宍粟市改良住宅条例施行規則の一部改正）

第２条　宍粟市改良住宅条例施行規則（平成17年宍粟市規則第133号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　　正　　前	改　　正　　後
（入居の手続） 第８条　［略］ ［２～４　略］ ５　条例第８条第３項に規定する特別の事情があると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ［(１)～(７)　略］ （８）　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの ［ア　略］ イ　配偶者暴力防止等法<u>第10条第１項</u>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの ［(９)～(11)　略］ ［６・７　略］	（入居の手続） 第８条　［略］ ［２～４　略］ ５　条例第８条第３項に規定する特別の事情があると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ［(１)～(７)　略］ （８）　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの ［ア　略］ イ　配偶者暴力防止等法<u>第10条第１項及び第10条の２（同法第28条の２においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）</u>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの ［(９)～(11)　略］ ［６・７　略］
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。